

農業共済事業未実施品目の意向調査アンケート

(調査期間 2019年8月28日～2019年10月31日)

農業共済対象品目のうち、千葉県で共済事業として実施していない共済目的（未実施品目）及び引受方式（未実施方式）について、皆様の自由なご意見・ご要望をお聞かせください。この結果を基に共済事業の実施が可能か検討をさせていただきますのでアンケートにご協力下さい。

【果樹共済】

千葉県では、「なし」の共済事業を実施しています。

以下の未実施品目で共済実施のご要望があれば教えてください。

うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、かき、うめ、りんご、びわ、おうとう、もも、すもも、ぶどう、くり、キウイフルーツ

※「指定かんきつ」とは、ゆず、はるみ、レモン、はっさくなど17種類があります。

※うんしゅうみかんは、一部地域では共済事業を実施しています。

【畑作物共済】

千葉県では、「大豆」「蚕繭」の共済事業を実施しています。

以下の未実施品目で共済実施のご要望があれば教えてください。

ばれいしょ、えだまめ、小豆、いんげん、茶、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、そば、てん菜、さとうきび、ホップ

【引受方式】

ご要望の引受方式があれば教えてください。

全相殺方式	農家ごとに過去の出荷データにより引受けし、農家単位で収穫量の減収のみを補てん対象
半相殺方式	農家ごとに全耕地の平年収量をもとに引受けし、農家単位で収穫量の減収のみを補てん対象
地域インデックス方式	農家ごとに、農林水産統計データをもとに引受けし、引受年産の農林水産統計データが9割を下回った場合の減収のみを補てん対象
災害収入方式	おおむね全量をJA等に出荷している農家を対象とし、過去5年間のデータをもとに引受けし、農家単位で収穫量の減収及び品質低下を伴う生産金額の減少を補てん対象
一筆方式	一筆ごとに平年収量をもとに引受けし、一筆単位で収穫量の減収のみを補てん対象

※共済品目によっては、引受方式が制限されます。

ご意見・ご要望は、最寄りの農業共済組合へお寄せください。